

専従指定に対する中央執行委員会見解

本日、中央執行委員会において10月1日より、会社との労働協約に基づくJR東労組の専従数が、組合員の減少によって全体で29名となり、新たな専従体制について苦渋の決断をしました。

中央執行委員会は、規約第47条「専従者の指定および解除は、中央執行委員長が行う」に基づき、中央本部は4名の専従解除を行いました。

高崎地方本部においては大幅な組合員数の減少に伴い、専従を配置できる環境にないことが議論となりました。

また、中央本部は、全地本委員長会議や2回に及ぶ組織財政検討委員会などで東京・水戸・八王子地方本部に機関決定を守ることを要請し、議論を積み重ねてきました。

しかし、大会審議を経て採択された18春闘における経過・方針との認識が合わず、「第35回臨時大会」「第36回定期大会」で決定した「18春闘は大敗北であること」「格差ベア永久根絶という方針は誤りであったこと」「18春闘におけるストライキ戦術も誤りであったこと」「所定昇給額を算出基礎とすることにこだわらないことが大きな成果とは言えないこと」また、特に「労働協約第70条を組合が逸脱したことをもって労使共同宣言が失効された」という大会決定を履行し、組合員に徹底するという組合民主主義を機関役員が実践するに至っていないことが議論になりました。

こうした事態は、規約第14条「(1)規約の定めるところに従うこと(2)組合の機関決定に従うこと」を逸脱するものであり、規約第27条「各組織および各機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする」という規約や機関決定に従わない事態とも言え、組合員の先頭に立つべき専従役員が本部方針を実践し組織指導を行えない状態から転換を図れない以上、残念ながら現段階において東京・水戸・八王子地方本部には専従指定を行うことが出来ません。

このような状態が放置されていることはJR東労組の団結を強化する上で、あってはならないことだと言えます。大会で審議し、組織で決定された方針を守ることが組合民主主義であり、機関決定に反し、地方本部の主張だけを繰り返しては組織運営が成り立ちません。よって、中央本部は引き続き、東京・水戸・八王子地方本部に対しては12地本の総団結方針に基づきJR東労組の再構築にむけて、共に歩むことを求めていきます。

18春闘「大敗北」の総括に踏まえ、職場の声に基づく新生JR東労組運動を創り出すことを基礎に信頼を回復し、組織強化・拡大を創り出すことを全組合員に訴えます。

中央本部はその最先頭でたたかい抜きます。共にたたかおう！

2018年9月18日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員会